

皆さん、水道橋山下クラスの本論編が開講しました。
今年の合格者から体験記を頂きました。ありがとうございました。

■合格体験記

LECでは2年間お世話になりました。山下先生ありがとうございました。今回無事に合格でき、山下先生には感謝の気持ちでいっぱいです。

山下先生の授業で一番記憶に残るのが**山下劇場**です。お父さんが数名亡くなりますが、遺族年金など記憶定着しました。また去年基準点2点にあった選択ですが、山下先生のアドバイス通りに**答えから見ていくようにしてから**、模試などでも3点切ることがほぼ無くなりました。

実は、本番直前の8月半ばに体調を崩して寝込んでしまいました。勉強もできず、1週間前の前日講座にも行けず、不安になりました。良くなってから数日間は「100」を繰り返して全体の復習をすることにしました。土曜日、山下先生前日講座へ行き、山下先生の顔を見て、声を聞いて心が落ち着きました。

当日は周りが試験開始する音を聞きながら黙想して、試験開始。無事最後まで取り組みました。発表があるまで、マークシートへ書写しがないか不安でしたが、番号見てホッとしました。嬉しさが込み上げました。山下先生、本当にありがとうございました。

■社労士試験を振り返って（受験回数2回 56歳 年金キーパー＋中上級）

★1回目受験（不合格 選択式28点 択一式34点）

・無謀な挑戦 ～54歳10ヵ月～

自分の老後を考える年齢になり、年金について詳しく知りたいな、そして、資格もとればラッキーだな…と、とても安易な気持ちで他校の通信教育で学習を始めました。

その時すでに3月も下旬。始めてすぐに後悔しましたが、やはり範囲が膨大すぎて、ただただ講座を聞き流すのみに。直前期に届く教材類は手付かずのまま消化不良。受験票が届く頃には「今年は記念受験だな…」と割り切っていました。

案の定、本試験は？の連続で、自己採点してもなぜこれが正解なのかも分からないレベル。点数だけみれば、「わずか5ヵ月にしては健闘したよ」と、家族には慰められましたが、基準点割れ多数!!、択一式の厚生年金は1点!!という散々な有様でした。

当然の結果だとは思ったものの、社労士試験はきちんと対策を練らないと絶対に合格できない試験であることを痛感しました。

★2回目受験（合格!! 選択式 32点 択一式 47点）

・遅すぎる再スタート ～55歳6ヵ月～

本気で再受験するなら通学講座でしっかりと！…と思いながらも、確固たる目標がなかった私は、新年度の講座が始まる時期になってもダラダラと…。11月に入りさすがに限界か…と各校の案内を調べていると、LECの水道橋校に労基法が始まったばかりのクラスがあることを知り、ここなら間に合うかも！と…体験授業を受けることにしました。

初めて聞いた山下先生の授業は…正直ちんぷんかんぷんで…。忘れていたというよりは、そもそも分かっていない…。中上級クラスではなく、初学者クラスからやり直しだな…と思いましたが、講座説明会で「まぐれでも択一30点取れたなら中上級へ」と勧められ「年金キーパー+中上級クラス」を受講することを決めました。

その後は、すでに終了している年金キーパーをWebで受講。その間にも、本論編の授業はどんどん進んでいくので、結局、年明けの2月頃までは年金法と本論編の科目を並行して学習していました。

生講座の際は必ずWebで予習してから出席。最初は意味不明だった山下先生の寸劇も、予習した上で聞くと、本当に大切なポイントを面白く強く印象に残るようにお話しして下さっていることがよくわかります。

この時期は、どんなに自分の学習が追いついていなくても、「確認テスト」と「予想答練」はスケジュール通りに水道橋校で受講しました。後回しにしても挽回する時間は大抵の場合無く、どんどん嫌になるだけなので、割り切って受講して次の科目に進みました。

・直前講座・道場講座

山下先生は試験対策以外にも、社労士の仕事の楽しさや、やりがい生き生きとお話くださるので、単純な私はどんどんその気になり、気が付けば、模擬試験が始まる頃には「学ぶ」ためではなく「合格する」ために勉強するというスイッチに切り替わっていました。

「100の法則」(I～III)と「択一問題演習(解きまくり)」のテキストは奇問難問が無く、情緒不安定な試験前の時期にはちょうど良かったので、繰り返し解きました。

8月初めの猛暑の中、2日間かけて行われた前述の道場「解きまくり」講座は、集中力、持久力の訓練にもなり、他の受講生の本気モードを感じることができ、本試験までの緊張感を保つことができるのでおすすめです。

・試験当日 ～56歳3ヵ月～

前日たまたま見た「女性雇用者数の割合」が選択式で出題されガッツポーズしたものの、予想外に択一式の難しさに苦戦。どの問題も手ごたえが無く、不安しかありませんでした。

問題を一巡した時点で空欄が4割ほどあり、模試であれほど練習した時間配分もめっちゃくちゃで、想定外の事態にプチパニック。残りの時間で、一度飛ばした問題の中から、正解できそうな問題を選んで解きましたが、「やっぱり今年も無理か?」「もう全部Cを選ぶか?」と諦めと焦る気持ちでいっぱいでした。…が、山下先生の教えを思い出し、「誰もが

同じ「合格するのは私だけ！」と唱えながら気持ちを落ち着かせて解きました。

当日のこの精神的な粘り、しぶとさ（いかに諦めずに1点でも多く、点数を上乗せしていくか）は本当に大切だと思いました。

結果、二巡目に解いた問題の正解数の上乗せで合格点を確保することができていました。

・短期決戦で有効だった勉強法・解法

2回目の試験で無事合格し、私としては最短で合格できたと思っています。

前職を早期退職し、今は週3、4日のパート勤務のため、時間的には少し有利だったかもしれませんが、時間は有れば有ったで、家事や高齢の母の世話、諸々の雑用にすぐ消えてゆきます。仮に丸々1日時間が確保できたとしても、50代の脳では集中して勉強できる時間が限られているので、できるだけ頭が冴えている時間帯に勉強するよう心掛けていました。

【選択式対策】

① 山下先生の「語群だけを見て正解を選ぶ」解法

この方法は「目からウロコ」でしたが、**確実に効果がありました。**

② 過去5年間に出题された項目に絞る（キリがないので割り切りました）

③ 「秒トレ」（有料アプリ）

初年度から利用していますが、外出先でのスキマ時間に手軽に勉強できて便利です。

【択一式対策】

① 徴収法を得点源にする（狭い範囲で6点分の出題はお得です）

② 過去問は×問のみを解く（ひっかけの傾向が分かってとても効率がいいです）

③ 模試より本試験の解き直し（山下式メソッドを頭に入れて）

本試験の問題は本当に上手に受験生を惑わすように作られていると思います。かなり学習が進んでからも、いざ、前年の本試験を解いてみると、意外に迷います。1つ1つの選択肢は過去問で見たことがあるのに、5肢並ぶと何故か迷います。しかし、「ことはないは大抵×」「差し支えないは○」「短いものが意外に正解」などなど、山下式メソッドを頭にいれて選択肢を眺めると「なるほど」と納得することが多いです。

模試をやり直すより、本試験を繰り返し解いた方が「迷った時にどれがより**正解なのか**」の感覚が身につくと思いました。

・最後に 50代も半ばになり、気持ちはなんとなく初老気分で（笑）これからはゆるーく仕事をして、家事を少々（？）と好きなことだけをして…ゆるやかに人生の後半戦を過ごすのだと思っていましたが、思いがけず、新しい世界への道が開けて今少しワクワクしています。講座説明会で「これはご縁ですから」とおっしゃった山下先生の言葉に押されるようにして受講を決めました。年齢を感じさせないほど、お元気に楽しそうに授業をされる様子を拝見しながら、ああ、まだまだ私も頑張れるかも…と思えたことが今回の合格の一番の原動力となりました。山下クラスの一員としてご縁がありましたこと嬉しく思います。本当にありがとうございました。

■12月労働基準法始まりました。

1. 受験アドバイス

■初学者

最初におし寄せるのは言葉（専門用語）の波です。まさに波（法律）労働基準法は身近な科目です。皆さん勉強し易いと思います。ただし、実務と重ねないでください。試験です。昭和22年や昭和61年はどんな時代か考えてください。

★基礎固めの時期

試験は日本語力で決まります。まずは用語です。英単語と同じ感覚で覚えてください。

労働基準法⇒使用者・労働者 労働安全衛生法⇒事業者・労働者

労災保険⇒事業主・被災労働者 雇用保険⇒事業主・被保険者・被保険者であったもの

★昭和22年

通達番号で登場する昭和22年。昭和22年といえば??

日本国憲法ですね。当時の時代を想像することは困難です。令和の今と昭和22年では、時代が全く違います。しかし、労働法の要である、労基法は労働者の生活をまもることと、労働環境の改善を目的に法改正を伴いながら現在に至っています。

試験では昭和22年と昭和61年。それと平成11年がポイントになります。最近の試験問題も解答解説は昭和22年が一番多い。まずは立法の趣旨をしっかり学びましょう。

労基法 → 法律の趣旨や時代背景 → 通達の内容 → 基礎の完成

- 1 全体の条文構図を理解する。（わからない箇所はとばしてまずは全体像を掴む）
- 2 各条文の番号を意識する。法の趣旨は理解への早道です。制定の歴史や年号も見てください。
- 3 用語に慣れる 労使協定？労働協約？36協定？
- 4 基礎の完成 目次を使い森（全体）を見て木（各論）を見る。

【学習アドバイス】

★科目単位の全体構成を知ること。各法律とも複雑な用語が多く、部分的には理解できても、全体の構成がなかなか理解できなく、非常にわかりにくいのが法律です。

目次を利用して流れを掴みましょう。授業が始まる前の予習は必ずやってください。

意味不明でも問題ありません。タイトルだけでも見てください。復習はしっかりと。レジュメ等を利用して条文の流れを掴み、用語になれましょう。すぐに過去問を見ましょう。

過去問ではどのような形式で出るのかの確認が大事です。初学者の受験生は労働基準法のテキスト全体を一巡した段階でもう一度全体を復習すると労働基準法の骨格がわかってきま

す。そこで、過去問を見てください。設問の意味が理解できます。これが始めの一步です。学習を進める場合は多少疑問があっても、そこで立ち止まらずとにかく先に進み、趣旨を読み取ることがポイントです。勉強を始めたばかりの方は、科目が進むと以前に勉強したことを忘れてしまい不安になるでしょうが、あまり気にせず進み続けてください。全体の理解が終ったあとに、繰り返しテキストを読み返していくうちに知識が整理できます。

■再受講生

1 各科目の横断を意識する 労基法と労働契約法・最低賃金・労働組合法

科目横断は最初から行う。労基法の就業規則と労働契約法の関係は？

労基法の判例と労働契約法、労働組合法の判例は？

2 法律の趣旨や沿革を再確認 沿革を学ぶと一般常識の科目が理解できます

★労働基準法の沿革

わが国最初の労働法は労働保護法（明治 44 公布，大正 5 施行）です。こんな古い話から始めます。日清戦争後の経済下での繊維産業等の発展において女子・年少労働者の状態は最悪の労働環境でした。そこで、工場法の制定が求められ、1911 年制定の「工場法」が成立しました。（1916 年施行）。これが現在の労働基準法です。

工場法は、女子・年少者に対する最低年齢、最長労働時間等、労働者一般に関する業務上の傷病・死亡についての扶助制度等を主な内容とし、賃金の毎月 1 回以上の通貨払い、解雇予告、産前産後休暇等も制度化されました。近代国家の始まりです。

具体的な内容としては、工場の安全衛生のための行政官庁の臨検・命令権、労災扶助制度、職工雇入れ・解雇・周旋に関する取締り、賃金毎月一回以上通貨払い、労働者の死亡・解雇の場合の金品の返還、違約金・損害賠償予定の禁止、貯蓄金管理の許可制、解雇予告または予告手当、就業規則作成・届出義務等の規定等がありました。現在の労基法にも同じような条文がありますね。

戦後になり 1946 年労働関係調整法、1947 年労働基準法、1949 年労働組合法と、いわゆる労働三法が制定されます。

新労働基準法では「労働条件の決定に関する基本原則の具体化」として、労使対等決定原則の確立（2 条）、就業規則法制の確立（89 条、93 条等）や、「労働関係に残存する封建的遺制の一掃」を行いました（14 条、16 条関係）。

■戦後歴史

- ・ 1945 年 12 月に「旧労働組合法」（1949 年 6 月全面改正）が制定
- ・ 1946 年 9 月に「労働関係調整法」
- ・ 1946 年 11 月に「日本国憲法」公布、翌 1947 年 5 月施行
- ・ 1947 年 4 月「労働基準法」「労働者災害補償保険法」
- ・ 1947 年 10 月「国家公務員法」
- ・ 1947 年 11 月「職業安定法」

- 1947年12月「失業保険法」
- 1948年3月：「職業安定法」改正
- 1948年5月：「失業保険法」改正 適用範囲拡張等
- 1948年12月：「国家公務員法」改正 争議権の否定
- 1949年6月「労働組合法」（現行法発足）
- 1950年12月「地方公務員法」
- 1952年7月「労働基準法」改正 女子の時間外労働の制限等一部修正
- 1954年4月「最低賃金法」
- 1966年7月「雇用対策法」
- 1972年6月「労働安全衛生法」 労基法中の、規定を分離独立
- 1972年7月「勤労婦人福祉法」 当時、出産育児の際に、職場で不利益を被っていた女性を救済し、勤労婦人の福祉の増進と地位の向上を図ることを目的に制定。後の、「男女雇用機会均等法」
- 1974年12月「雇用保険法」1947年制定の「失業保険法」に代わるものとして制定
- 1981年女性差別撤廃条約は、1979年（昭和54年）の第34回国連総会において採択され、1981年に発効された条約。正式名称を「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」とよぶ。日本は1985年に締結しました。
- 1985年6月「労働基準法」の女子保護規定緩和
- 1985年6月「男女雇用機会均等法」
- 1985年7月「労働者派遣法」
- 1986（昭和61）年 高年齢者雇用安定法
- 1991年5月「育児休業法」
- 1993年7月「労働基準法」改正 ※週40時間労働制の原則化、1年単位の變形労働時間制の導入と年少者への適用等
- 1993年6月「パートタイム労働法」
- 1996年12月「労働者派遣法」改正 ※派遣対象業務を26業務に拡大等の規制緩和
- 1997年6月「労働基準法」改正 ※雇用機会均等法の改正での女性保護規定の撤廃
- 1997年6月「新・男女雇用機会均等法」※努力義務だった点を禁止規定に大幅改正
- 1998年9月「労働基準法」改正 ※1ヵ月単位の變形労働時間制の見直し、新たな裁量労働制の導入
- 1999年6月「改正職業安定法」「改正労働者派遣法」
- 2001年（平成13）個別労働紛争解決促進法
- 2003（平成15）年次世代育成支援対策推進法
- **2007（平成19）年労働契約法**
- 2014（平成26）年過労死等防止対策推進法 その後は、働き方改革へと進む

【学習アドバイス】

再受験生の多くは、次年度もすべて学んで覚えようとしています。この呪文のようになんでも、すべてに対して勉強を再開する方が多いです。気持ちはわかりますが、大きな森の中を歩き、さまよう旅人になってしまいます。前回過去問は何回解きましたか？テキストの重要度を意識して読みましたか？

①初心に戻り条文を読む 法律構図をレジュメで確認

え、また1条から読むの？そうです。読むんです。初心忘れないように1から始めましょう。それも丁寧に。今まで読み過ぎていた内容が確認できますよ。

②過去問へ入り設問のポイントをテキストに記載

過去問の重要性はいやと言うくらいお解りだと思います。一問一答の形式でテキストと照らし合わせを行きましょう。過去問は解答から読み、問題文を考えます。

③授業前に、過去問を解きましょう。前回の知識が役に立ちます。

★テキストの活用方法

◎最初に自分で勝手に色はつけない・・・・・・ABCランクで最後は色付けする。

テキストにマーカーはむやみに塗らない。勉強を始めたばかりの頃は、すべて部分が重要に思え、ついついたくさんのラインをテキストに引いてしまいます。出題可能性の低い箇所でも線を引くと、直前期にどこが重要なかわからなくなり大混乱を生みます。結果としては合格から離れた学習をしていることになりかねません。テキストは出る可能性が高い箇所（過去問の問題数で判断）のみに色は塗るのが鉄則です。

最初はシャープペンで書き過去問を解き始めるとなにか重要箇所なのかがはっきりします。直前期では出る箇所に色をつけます。色は信号と同じです。Aは赤、Bは黄、Cは青です。実際にやってみてください。

★中上級（平日）11月

平日クラスは仕事帰りの方が多いです。皆さんの受験勉強のリズムを作ります。通信の収録も教室で行っています。

11月前半は年金科目が続きます。国民年金と厚生年金の横断や健保と厚生年金の横断を行ってください。国民年金本論講座開講は平日クラスは4月11日です。そこまで継続して保険の科目（労災・雇用・健保・厚年等）の共通事項を繰り返し勉強して下さい。

目的条文⇒健保⇒国年⇒厚生年金

通則規定⇒健保⇒国年⇒厚生年金⇒労災保険⇒雇用保険

適用⇒健保⇒国年⇒厚生年金⇒労災保険⇒雇用保険

被保険者⇒健保⇒国年⇒厚生年金⇒雇用保険⇒社一

保険料⇒健保⇒厚生年金⇒国年⇒社一

不服申し立て⇒健保⇒国年⇒厚生年金⇒労災保険⇒雇用保険⇒社一

時効⇒健保⇒国年⇒厚生年金⇒労災保険⇒雇用保険⇒社

★合格講座（休日クラス）12月

12月	曜日	講義 科目	勉強のポイント
7日	土	労働安全衛生法① 労働安全衛生法②	1回目は専門的な用語が続きます。安全を確保するにはどうすればよいか？ 2回目は健康診断です。これはしっかりと押さえます。医師等の専門家が登場します。
14日	土	労働基準法と労働安全衛生法の確認テスト	さて、初めての演習です。6割正解を目標にしてください。時間の配分や選択式の問題も解説。

★中上級（休日クラス）12月

休日クラスは10時30分開講です。休日クラスは早めに教室へ来てください。

自宅から学校までの時間は予習です。帰るときは復習です。この繰り返しが努力です。

講義10分前から「なにか」話しているかもしれません。

12月	曜日	講義 科目	勉強のポイント
1日	日	労基法3回目 労基法4回目	そろそろ横断学習も考えましょう。 付加金にでてくるのは裁判所。 では他の科目では？労働組合法の労働者の定義は
8日	日	労働安全衛生法① 労働安全衛生法②	選択式を意識した講義を行います。指導や指示等の用語は要注意です。
8日	日	解き方講座	労働安全衛生法の過去問を分析します。
15日	日	確認テスト 予想テスト	本気で解きましょう。時間配分に注意してください。7割を目標にしましょう。

★中上級（平日クラス）12月

12月	曜日	講義 科目	勉強のポイント
3日	火	労基法②	判例を中心に
4日	水	労基法③	
10日	火	労基法④	就業規則です。労働契約法との関係が大事です。
11日	水	安全衛生法①	去年の知識の復習です。
12日	木	安全衛生法②	健康診断は細かく学びましょう。